

# 介護休業及び介護短時間勤務等に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、就業規程第48条に基づき職員の介護休業及び介護短時間勤務等に関する取扱いについて定めるものとする。

(介護休業の対象者)

**第2条** 要介護状態にある家族を介護する職員は、この規程に定めるところにより介護休業をすることができる。

2 前項の要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。

イ 配偶者

ロ 父母

ハ 子

ニ 配偶者の父母

ホ 祖父母、兄弟姉妹又は孫であつて職員が同居し、かつ扶養している者

ヘ 上記以外の家族で理事長が認めた者

3 第1項にかかわらず、次の職員は、介護休業をすることができない。

イ 採用1年未満の職員

ロ 申し出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな職員

(介護休業の申出手続き等)

**第3条** 介護休業することを希望する職員は、原則として介護休業を開始しようとする日(以下「休業開始予定日」という。)の2週間前までに、介護休業申出書(様式1)により、理事長に申し出るものとする。

2 申出は、特別の事情がない限り、対象家族1人につき3回までとする。

3 介護休業申出書が提出(各種証明書を求めることがある。)されたときは、理事長は、速やかに当該介護休業申出書を提出した者(以下「申出者」という。)に対し介護休業取扱通知書(様式2)を交付する。

(介護休業の申出撤回等)

**第4条** 申出者は、介護休業開始予定日の前日までは、介護休業撤回届(様式3)を理事長に提出することにより、介護休業の申出を撤回することができる。

2 同一対象家族について2回連続して介護休業の申出を撤回した者は、当該家族について再度の申出はすることができない。ただし、特別の事情があると理事長が認めた場合には、申し出ることができるものとする。

(介護休業の期間等)

**第5条** 介護休業の期間は、介護を必要とする者1人につき、原則として、通算93日間の範囲内で、介護休業申出書に記載された期間とする。

- 2 介護休業の申出をした後やむを得ない事由が発生した場合には、介護休業を終了しようとする日の2週間前までに、介護休業期間変更申出書（様式4）を理事長に提出することにより、介護休業終了予定日の繰下げ変更を行うことができる。

この場合においても期間は通算93日の範囲を超えないことを原則とし、理事長は、速やかに当該介護休業期間変更申出書を提出した者に対し、介護休業取扱通知書（様式2）を交付する。

- 3 申出者は、介護休業終了予定日の繰上げ変更を希望する場合は、介護休業期間変更申出書を変更後の介護休業終了予定日の2週間前までに理事長に提出するものとする。この場合において、理事長が繰り上げ変更を適当と認めた場合は、速やかに本人に通知する。

- 4 介護休業申出書を提出した後、次の各号の1に掲げる事項に該当した場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。

イ 家族の死亡等介護休業に係る家族を介護しないこととなった場合 当該事由が発生した日  
ロ 産前産後休業、育児休業又は新たな介護休業が始まった場合 当該事由の開始日の前日

- 5 前項イの事由が生じた場合、職員は当該事由が生じた日に理事長にその旨を通知しなければならない。

（給与及び期間算定等）

- 第6条** 介護休業期間中の月例給与は無給とし、期間算定については、次の各号に掲げるものとする。

- 1) 定期昇給については、介護休業期間の2分の1を算入する。
- 2) 期末手当の勤務期間には、介護休業期間の2分の1を算入する。
- 3) 退職給与の在職期間には、介護休業期間の2分の1を算入する。

（復職後の取扱い）

- 第7条** 介護休業後の勤務は、原則として休業開始時の所属及び職務で行うものとする。

（介護休暇）

- 第8条** 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員は、就業規則第43条に規定する年次有給休暇とは別に、当該家族が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。ただし、次の職員からの介護休暇の申出は拒むことができる。

- イ 採用6ヶ月未満の職員  
ロ 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

- 2 介護休暇は、半日単位（1日の所定勤務時間の2分の1）で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。

- 3 取得しようとする者は、原則として、介護休暇申出書（様式5）を理事長に申し出るものとする

- 4 給与、賞与、定期昇給及び退職金の算定に当たっては、取得期間は通常の勤務をしたものとみなす。

（介護短時間勤務）

- 第9条** 要介護状態にある家族を介護する職員は、理事長に申し出ることにより、当該家族1人当たり利用開始の日から3年間の範囲内で、就業規程第30条の所定の勤務時間（いずれも休憩時間は正午から45分間）について、最大2時間を限度として短縮することができる。

- 2 申出をしようとする職員は、原則として短縮開始予定日の2週間前までに、介護短時間勤務申出書（様式6）により、理事長に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、理事長は、速やかに申出者に対し、介護短時間勤務取扱通知書（様式7）を交付する。

3 介護短時間勤務利用開始から3年間を超え、要介護状態にある対象家族の介護が引き続き必要な職員は、介護短時間勤務の期間延長を申し出て、理事長が介護の状況を勘案してこれを認めた場合、利用期間を延長することができる。

4 第1項に係わらず、次のいずれかに該当する職員からの介護短時間勤務の申出は拒むことができる。

イ 採用1年未満の職員

ロ 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

(介護短時間勤務の給与の期間算定等)

**第10条** 介護短時間勤務中における勤務しない時間については、給与は支給するものとする。

2 定期昇給については、介護短時間勤務期間は通常の勤務をしているものとみなす。

3 期末手当の勤務期間には、介護短時間勤務期間は通常の勤務をしているものとみなす。

4 退職給与の在職期間には、介護短時間勤務期間は通常の勤務をしているものとみなす。

(年次有給休暇の取扱い)

**第11条** 年次有給休暇の権利発生のための勤務率算定に当たっては、介護休業及び介護短時間勤務期間中は、通常の勤務をしているものとみなす。

**第12条** この規程に定めのないことについては、介護休業に関する法律その他の法令及び諸規程の定めるところによる。

附則

この規程は、平成29年 4月18日から施行する。

様式1

## 介護休業申出書

かづの土地改良区

理事長

様

申 出 日 平成 年 月 日

申出者氏名 印

私は、「介護休業及び介護短時間休業等に関する規程」第3条に基づき、下記のとおり介護休業の申出をします。

### 記

1 介護休業に係る 家族の状況	(1)氏 名	
	(2)本人との続柄	
	(3)同居扶養の状況	同居し扶養を している・していない
	(4)介護を必要とする理由	
2 介護休業の期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
3 申出に係る状況	(1)休業開始予定日の 2週間前に申し出て	いる・いない→申出が遅れた理由 〔 〕
	(2)1と同じ家族について、 これまで介護休業 をした回数及び日数	回 日
	(3)1の家族について介護 休業の申出を撤回した ことが	ない・ある（ 回） 既に2回連続して撤回した場合、再度 申出の理由 〔 〕

## 介護休業取扱通知書

様

かづの土地改良区

理事長

印

あなたが平成 年 月 日にされた介護休業の申出について、「介護休業及び介護短時間勤務等に関する規程」第3条に基づき、その取扱いを下記のとおり通知します。

### 記

1 介護休業の期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日
2 介護休業期間中の取扱い	(1) 介護休業期間中の給与については、規程第6条による。 (2) 身分は現職のままとする。
3 休業後の取扱い	介護休業後の勤務は、規程第7条による。



## 介護休業期間変更申出書

かづの土地改良区  
理事長

様

申 出 日 平成 年 月 日

申出者氏名 印

私は、「介護休業及び介護短時間勤務等に関する規程」第5条に基づき、平成 年 月 日 に行った介護休業の申出における休業期間を下記のとおり変更します。

### 記

1 当初の申出における介護休業期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
2 当初の申出に対する対応	休業開始予定日の指定 ・有り → 指定後の介護休業予定日 平成 年 月 日 ・無
3 変更の内容	変更後の休業終了予定日 平成 年 月 日
4 変更の理由（休業終了予定日の繰上げ変更の場合のみ）	

## 介護休暇申出書

かづの土地改良区  
理事長

様

申 出 日 平成 年 月 日

申出者氏名 印

私は、「介護休業及び介護短時間勤務等に関する規程」第8条に基づき、  
下記のとおり介護休暇の申出をします。

記

1 申出に係る家族 の状況	(1)氏 名	
	(2)本人との続柄	
	(3)同居扶養の状況	同居し扶養を している・していない
	(4)介護を必要とする理由	
2 申出理由		
3 取得する日	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	



## 介護短時間勤務申出書

かづの土地改良区

理事長

様

申 出 日 平成 年 月 日

申出者氏名

印

私は、「介護休業及び介護短時間休業等に関する規程」第9条に基づき、下記のとおり介護短時間勤務の申出をします。

## 記

1 短時間勤務に係る家族の状況	(1)氏 名	
	(2)本人との続柄	
	(3)同居扶養の状況	同居し扶養を している・していない
	(4)介護を必要とする理由	
2 短時間勤務の期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
	※ 時 分から 時 分まで □毎日 □その他 [ ]	
3 申出に係る状況	(1)短時間勤務開始予定日の2週間前に申し出て	いる・いない→申出が遅れた理由 [ ]
	(2)1と同じ家族について最初の介護短時間勤務を開始した年月日	[最初の開始年月日] 平成 年 月 日
	(3)1の家族について介護短時間勤務の申出を撤回したことが	ない・ある→再度申出の理由 [ ]

## 介護短時間勤務取扱通知書

様

かづの土地改良区

理事長

印

あなたが平成 年 月 日にされた介護短時間勤務の申出について、「介護休業及び介護短時間勤務等に関する規程」第9条に基づき、その取扱いを下記のとおり通知します。

### 記

1 短時間勤務の期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日
2 短時間勤務期間の取扱い	(1) 介護休業期間中の給与については、規程第10条による。 (2) 身分は現職のままとする。 (3) 勤務時間は 時 分から 時 分までとする